

(規則との対比)

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づく事務の適正な執行に必要な事項を定めることにより、市民の個人情報の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法の例による。

- (1) 住民等 本市が備える住民基本台帳に現に記録されている者、本市が保存する削除された住民票に記録されている者又は本市が作成した戸籍の附票（全部が削除された戸籍の附票を含む。）に記録されている者
- (2) 法第11条等の請求 法第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求、法第12条第1項に規定する住民票の写し等の交付の請求、法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しの交付の請求その他規則で定める請求
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステム 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）に規定する住民基本台帳ネットワークシステム

(規則第2条)

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制限)

第3条 法第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る請求のうち、被閲覧者を氏名、生年月日、住所等により特定できないものにあつては、当該請求を拒むものとする。ただし、次に掲げる請求については、この限りでない。

- (1) 官公署の職員が職務上行う請求
- (2) 日本放送協会その他の規則で定める報道機関が報道の用に供する目的のために行う請求で公益上必要と市長が認めたもの
- (3) 大学その他の規則で定める学術研究機関が学術研究の用に供するために行う請求で公益上必要と市長が認めたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると認められる事由その他市長が認めた事由に係る請求

(規則第3条第1項)

(規則第3条第2項)

2 市長は、前項第2号から第4号までに規定する請求に該当するとして当該閲覧に係る請求に応じた場合において、その閲覧により得た情報の適正な管理を行うため、当該請求を行った者に対し、その閲覧により得た情報の利用状況等に関し、報告させることができる。

(ストーカー行為等の被害者等に係る個人情報の保護)

第4条 住民等で次の各号のいずれかに該当する行為により被害を受けたと市長が認めたもの（以下「被害者」という。）は、当該被害者に当該行為を行った者からの、当該被害者及びその者と同一世帯に属する者に係る法第11条等の請求を拒否するよう市長に求めることができる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第4条第1項の規定による警告を受けた者が行った当該警告を受ける原因となった行為又は同法第6条第1項に規定する仮の命令を受けた者が行った当該仮の命令を受ける原因となった行為
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項第3号に規定する一時保護を受けた者の配偶者が行った当該一時保護を受ける原因となった行為又は同法第10条に規定する保護命令

を受けた者が行った当該命令が発せられる原因となった行為

(3) 前2号に掲げる行為のほか、生命、身体、財産その他の権利利益を害する行為で市長が認めたもの

2 市長は、被害者から前項の規定による求めがあったときは、規則で定める期間、同項の当該行為を行った者からの請求を拒否することができる。

(規則第4条第1項)

3 市長は、現に被害を受けていない住民等であっても、規則で定める関係機関からの通知により、生命、身体、財産その他の権利利益を著しく害する行為を受けるおそれがあると認められる者(以下「準被害者」という。)からの申出により、当該準被害者に当該行為を行うおそれがあると認められる者からの、当該準被害者及びその者と同一世帯に属する者に係る法第11条等の請求を期間を定めて拒否することができる。

(規則第5条)

4 市長は、前2項の規定による法第11条等の請求の拒否をするため必要があると認めるときは、関係機関に対し照会等を行うことができる。

5 次に掲げる者に係る法第11条等の請求が行われたときは、市長は、当該請求を行った者に対し、規則で定めるところにより、当該請求者が請求者本人であることを確認するものとする。

(規則第6条)

(1) 被害者及びその者と同一世帯に属する者で、第2項の請求の拒否が認められたもの

(2) 準被害者及びその者と同一世帯に属する者で、第3項の請求の拒否が認められたもの

(本人確認情報等の漏洩等に対する緊急措置)

第5条 市長は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報若しくは住民票記載事項の漏洩若しくは不正行為(以下「漏洩等」という。)があると認めたととき、又は漏洩等を防止するための対策が必要であると認めたとときは、国、他の地方公共団体、指定情報処理機関その他の関係者(以下「国等」という。)と連携しながら、本市に係る住民基本台帳ネットワークシステムの一時停止等必要な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合においては、国等との連携を行わずこれらの措置をとることができるものとする。

(事務処理の基準)

第6条 市長は、この条例に定めるもののほか、市民の個人情報の保護を図るため、住民基本台帳に係る事務の適正な処理に関する基準を定めるものとする。

(行政手続条例の適用除外)

第7条 この条例の規定により市長が行う処分については、熊本市行政手続条例(平成10年条例第42号)第2章の規定を適用しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成16年条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2号の規則で定める請求)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める請求は、次のとおりとする。

- (1) 消除された住民票の写しの請求
- (2) 消除された住民票に記録した事項に関する証明書の交付の請求

(報道機関等)

第3条 条例第3条第1項第2号の規則で定める報道機関は、次のとおりとする。

- (1) 日本放送協会
 - (2) 社団法人日本新聞協会に加盟する事業者
 - (3) 社団法人日本民間放送連盟に加盟する事業者
- 2 条例第3条第1項第3号の規則で定める学術研究機関は、次のとおりとする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校
 - (2) 国又は地方公共団体の設置する研究所その他の学術研究機関
 - (3) 法律により直接に設立された法人であって学術研究を主たる業務とするもの
 - (4) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人であって学術研究を主たる業務とするもの

(請求を拒否する期間等)

第4条 条例第4条第2項の規則で定める期間は、同条第1項の規定による求めがあった日の翌日から起算して1年とする。

- 2 前項の期間は、条例第4条第1項に規定する被害者（以下「被害者」という。）からの申出により、延長することができる。延長された期間についても、同様とする。
- 3 被害者は、条例第4条第1項の規定による求めを申出により取り下げることができる。

(関係機関)

第5条 第4条第3項の規則で定める関係機関は、警察機関とする。

(本人確認の方法)

第6条 条例第4条第5項に規定する請求者本人であることの確認は、次の各号のいずれかに該当するものを提示させることにより行う。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する写真貼付の住民基本台帳カード
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券で顔写真貼付のもの
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳
- (5) その他請求者本人であることが確認できると市長が認めた顔写真貼付のもの

(雑則)

第7条 この規則で定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。